申請書及び必要書類について

	必要書類	コピーの可否	確認事項及び注意事項	該当箇所	確認用チェック欄	
					譲渡後に家屋を耐震改修	譲渡後に家屋を除却
申請書	被相続人居住用家屋等確認申請書				様式1-3 □	様式1-3 □
①	被相続人の住民票の除票の写し	不可	被相続人が相続直前まで家屋に居住していたこと	住所 住定日 死亡日	□	□
②	相続人の住民票の写し	不可	相続直前に、被相続人以外の居住者がいなかったこと ※相続直前から２回以上転居した場合は、戸籍の附票の写しを提出	住所 住定日	□	□
③	不動産売買契約書	可	譲渡の時 ※売買契約書において譲渡日が確認できない場合は、登記事項証明書を提出	引渡し日	□	□
④-1	家屋及びその敷地の登記事項証明書	不可	相続人の人数 ※換価分割の場合は遺産分割協議書を提出	相続人	□	
④-2	家屋の閉鎖事項証明書及びその敷地の登記事項証明書	不可	相続人の人数 ※換価分割の場合は遺産分割協議書を提出	相続人		□
⑤-1	耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書のコピー及び工事請負契約書のコピー及び工事費用の請求書や領収書等	可	耐震基準に適合することとなった時		□	
⑤-2	家屋の閉鎖事項証明書	不可	取壊し、除却又は滅失の時 ※未登記家屋等、閉鎖事項証明書が提出できない場合は、家屋の除却工事に係る請負契約書の写し及び工事費用の請求書や領収書等を提出	取壊し日		□
⑥ｉ、ⅱのいずれかを提出						
ｉ	電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類	可	相続から譲渡までの間に、事業の用、貸付けの用、または居住の用に供されていないこと ※電気、水道、ガスのいずれかを提出	契約名義 使用中止日 住所	□	□
ⅱ	宅建業者が「現況空き家」と表示した広告	可	相続から譲渡までの間に、事業の用、貸付けの用、または居住の用に供されていないこと	現況が分かる表示部分		

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、上記に加え以下の書類が必要です

	必要書類	コピーの可否	確認事項及び注意事項	該当箇所	確認用チェック欄
⑦	介護保険の被保険者証又は障害者総合福祉法の障害福祉サービス受給者証等	可	被相続人が要介護・要支援認定を受けていたこと又はその他これに類する被相続人であること ※被保険者証が手元にない場合は、要介護認定等の決定通知書、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等を提出		□
⑧	入所していた施設との契約書又は領収書等	可	入所していた施設が対象の施設であること	施設の名称 施設の所在地 施設区分	□
⑨ｉ、ⅱのいずれかを提出					
ｉ	電気、水道又はガスの契約名義（支払人）及び使用中止日が確認できる書類	可	老人ホーム等入所後、被相続人が家屋を一定使用していたこと ※電気、水道、ガスのいずれかを提出	契約名義 使用中止日 住所	□
ⅱ	申請被相続人居住用家屋への外出、外泊等の記録（老人ホーム等が保有するもの）	可	老人ホーム等入所後、被相続人が家屋を一定使用していたこと	日付 外出先	

⑩	不動産売買契約書	可	譲渡の時から譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に、耐震基準に適合又は、取壊しする等を約束していること ※提出が困難な場合は御相談ください。		□